別表

				事業資金	サポート短期資金	小規模事業資金	創業資金	挑戦資金	セーフティネット資金					感染症・物価高等対応伴走支援資金		再生資金	事業承継資金	観光施設資金	環境保全資金	障害者雇用推進資金	事業承継特別資金	事業継続強化資金	ちばSDGsパートナー支援資金
									市町村認定	危機関連	震災復興	激甚災害	一般	市町村認定4号、5号	一般								
申込機関	商工会議所、商工会、中央会、取扱金融機関			○	○	○		○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○
受付機関	商工会議所、商工会、取扱金融機関						○																
県制度融資所定様式	融資申込書(県制度融資申込書)（別記様式第5）		（注1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（注18）	○
	確認書（別記様式第12）又は要件確認書（別記様式第19）	（注２）	※										△										
	組合共同事業設備基本計画書(別記様式第13)	（注３）	※	△		△		△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△				
	経歴書　（別記様式第14）	（注４）	※				△																
	勤続証明書　（別記様式第15）		※				△																
	収支実績３箇年収支計画書（別記様式第16）	（注５）	※					△															
添付書類	決算書又は確定申告書	（注６）		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	事業税納税証明書		※	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	許認可証	（注７）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	見積書・ｶﾀﾛｸﾞ・平面図等	（注８）		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	○	△	△	△	△	△
	債権・債務を証する書類	（注９）			△																○		
	都道府県民税納税証明書又は未納がないことの証明書	（注21）	※				○																
	事業に着手したことを証する書類	（注10）				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	資格を証する書類	（注４）					△																
	経営革新計画承認書	（注11）						△															
	商店街活性化事業計画に係る認定書							△															
	事業計画書等	（注12）												○	○	○					○	△	
	市町村長認定書	（注13）	※						○	○	△			○									
	罹災証明書等		※								△	○	△										
	売上台帳、不渡手形等融資対象であることを証する書類												△										
	事業承継に係る金融支援の認定書	（注14）															○						
	観光施設整備計画承認書	（注15）																○					
	環境保全資金融資対象事業認定通知書	（注16）																	○				
	「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」状況確認通知書	（注17）																		○	○	○	
	行動計画書(感染症・物価高等対応伴走支援資金向け)	（注19）												○	○								
	売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書	（注20）													△								
	ちばSDGsﾊﾟｰﾄﾅｰ登録証の写し、SDGs達成に向けた宣言書の写しなど	（注22）												△	△								○
	スタートアップ創出促進保証制度用の創業計画書	（注23）					△																

○・・・必ず提出するもの　　△・・・創業からの年数又は融資要件等により提出が必要となるもの

・必要部数は、保証協会の保証を付す場合は２部、商工会議所・商工会・中央会に申し込む場合は３部とし、申込受付機関は、各１部保管すること。

注１　※のあるものについては原本を１部、それ以外は写しを提出し、※のないものについてはすべて写しを提出すること。

注２　申込受付機関で書類を作成すること。

注３　組合で共同事業を行う場合に提出すること。

注４　業務経験又は資格があり、かつ3,500万円を超える創業資金を申し込む場合は経歴書を提出し、併せて、経験によるものは勤続証明書、資格によるものは資格を証する書類を提出すること。

注５　経営革新計画の承認を受けた事業を行うための資金以外の資金を申し込む場合に提出すること。

注６　１年以上の業歴がある場合に提出すること。なお、決算後（確定申告後）６か月を経過している場合は残高試算表も併せて提出すること。

保証協会の特別小口保証を利用する場合で、事業税の納税額がない場合は、最近一年間に納期の到来した所得税（法人税）又は住民税の所得割のいずれかの納税証明書を提出すること。

注７　許認可を必要とする事業の場合に提出すること。

注８　設備資金の融資を申し込む場合に提出すること。

注９　売掛債権活用枠を申し込む場合、契約書、発注書、納品書等、売掛債権の内容が具体的に分かる書類を提出すること。

事業承継特別資金及び経営承継借換関連保証が付された事業承継資金を申し込む場合、借換債務を確認できる書類を提出すること。

注10　創業後１年未満の中小企業者等が申し込む場合、県税事務所への開業届や法人登記、事務所等の賃貸や仕入れに係る契約書等、事業に着手したことが具体的に分かる書類を提出すること。

注11　中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を融資要件とする場合は経営革新計画承認書、地域商店街活性化法の認定を融資要件とする場合は商店街活性化事業計画に係る認定書を添付すること。

注12　再生資金の事業計画書は、中小企業庁が制定する各保証制度要綱に規定する計画書のことをいう。

事業承継特別資金の事業計画書は、事業承継に係る計画のことをいう。　事業継続強化資金の場合は、見直しに係る計画書（BCP）等とする。

注13　セーフティネット資金（市町村認定）及び（危機関連）について、市町村長の認定書を提出すること。

セーフティネット資金（震災復興）及び（激甚災害）について、罹災証明書等又は市町村長の認定書を提出すること。

セーフティネット資金（一般）について、災害を理由とする場合は罹災証明書等、それ以外の場合については、売上台帳や不渡手形等、融資要件の対象であることを証する書類を提出すること。

感染症・物価高等対応伴走支援資金は（市町村認定４号、５号）について市町村長の認定書を提出すること。

注14　事業承継に係る金融支援の認定書は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」第１２条の規定による認定書のことをいう。

注15　観光施設整備計画承認書は、「観光施設資金に係る観光施設整備計画の承認に関し必要な事項を定める要領」第３条の規定による承認書のことをいう。

注16　環境保全資金融資対象事業認定通知書は、「環境保全資金の対象事業の認定に関する要領」第４条の規定による通知書のことをいう。

注17　「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」状況確認通知書は、「千葉県障害者雇用優良事業所認定事業実施要綱」第８条の規定による通知書のことをいう。

注18　事業継続強化資金の申し込みは、別途「事業継続強化資金に係る申請書及び確認書」にて行うこと。

注19　感染症・物価高等対応伴走支援資金の行動計画書は、中小企業庁が制定する各保証制度要綱に規定する計画書のことをいう。

注20　感染症・物価高等対応伴走支援資金の普通保証に係る売上減少確認及び利益率減少確認は、中小企業庁が制定の「売上高減少要件確認書」、「売上高総利益率減少要件確認書」、「売上高営業利益率減少要件確認書」にて行うこと。

注21　県外から転入した場合は、前住所地の証明書を提出すること。

注22　ちばSDGsﾊﾟｰﾄﾅｰ登録証の写しとは、ちばSDGs登録制度実施要綱に基づく登録証の写しのことをいう。

注23　信用保証料を0.2%上乗せし経営者保証を解除する場合は、創業計画書（中小企業庁様式）を提出すること。